

岩手県立産業技術短期大学校水沢校ボイラー運転及び整備管理業務仕様書

ボイラー運転及び整備管理は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1 対象設備

炉筒煙管ボイラー：2基（最高使用圧力…10 kg/cm² 伝熱面積…7 m²）
熱 交 換 器：1基（最高使用圧力…蒸気側 4.99 kg/cm²、温水側 4.99 kg/cm²、
内容積…0.123 m³）
フラッシュタンク：1基（最高使用圧力…8 kg/cm²）

2 業務従事者の資格等

- (1) ボイラー整備士並びにボイラー及び圧力容器安全規則第 97 条の規定による 2 級ボイラー技士以上の免許所有者
- (2) 消防法第 13 条の 2 による乙種第 4 類危険物取扱者免状、又は丙種危険物取扱者免状を有する者
- (3) 暖房設備運転業務について、2 年以上の実務経験を有する者

3 業務の内容

- (1) ボイラー運転管理に関するこ

ア 運転取扱期間等

(ア) 運転期間及び運転時間

運転期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まで

令和 8 年 11 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(ただし、土・日曜日、祝祭日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は除く。)

運転時間 各日 8 時 00 分から 16 時 15 分まで

(イ) 運転管理作業員の勤務時間

各日 7 時 30 分から 16 時 30 分まで

イ 関係法令等の遵守事項

(ア) ボイラー及び附属品等の運転管理については、ボイラー及び圧力容器安全規則の関係条項を遵守し、違背してはならない。

(イ) 地下タンクのオイル及び輸送設備の点検取扱い並びにオイルの消火については、消防法の定める危険物の規則に関する法律の関係条項を遵守し違背してはならない。

ウ 運転管理及び保守点検

(ア) 設備運転取扱者は、常時勤務を原則とする。ただし、疾病等により他の者と交替する時は、常時勤務者と同等以上の取扱いができる者とする。

(イ) 日常点検の場合において、パッキン交換、給油、ストレーナの清掃等簡易な整備は設備運転取扱者が行い、部品の交換及び補修を要する整備については、委託者の指示を受けること。

(ウ) 設備運転取扱者の常駐場所は、機械室内の監視室とする。

- (イ) 暖房設備及び附属機器が正常な機能を維持するための整備点検を行うこと。
- (オ) 各室等の放熱器が正常な機能を維持するための見回り点検整備を行うこと。
- (カ) 設備点検整備基準は、別表のとおりとする。
- (キ) 凍結防止のため、年末年始休み並びに1月及び2月の連休日には、各日2時間点検・稼働し、設備の保全に努める。

(ク) ボイラー水の管理目標値を次のとおりとし、毎日水質管理を行う。

PH	P アルカリ度	リン酸	塩素イオン	シリカ	伝導率	鉄
11.3 ～11.8	600 以下	20 ～100	400 以下	600 以下	2.500 ～3.500	0.3 以下

- (ケ) ボイラーの缶水及び復水を毎月1回採水し、水質分析を行う。
- (コ) 水質分析結果は「水質試験成績表」に取りまとめ、委託者に提出するとともに、運転管理に資するものとする。
- (モ) 水質管理に必要な清缶剤、復水処理剤等の薬剤等は、これを受託者が調達し、適正に投入する。

エ 業務実施状況の記録及び報告

- (ア) 受託者は、ボイラー等の運転状況、点検整備状況及び見回り状況等を「ボイラー運転管理業務日誌」(別紙様式)に毎日記録しておくこと。
- (イ) 前項の業務日誌は、毎日の業務が完了した都度、速やかに委託者に提出し確認を受けること。月毎の委託業務が完了した場合は、業務完了報告書(任意様式)により報告すること。

(2) ボイラー整備管理に関すること

ア 実施時期

- (ア) 整備点検(性能検査前整備) 5月に1回
- (イ) 運転休止期間中点検 6月及び9月に各1回
- (ウ) 運転前点検(復旧試運転) 10月に1回

イ 実施方法等

- (ア) 整備点検は、以下の区分によりの区分により実施し、乾燥処理するものとする。
 - ① 燃焼室内部及び煙室内部清掃
 - ② 煙道内部清掃(煙道立ち上がりまで)
 - ③ マクドネル・水面計・安全弁・プローバルブ等附属品分解調整
 - ④ 熱交換器分解調整
 - ⑤ フラッシュタンク分解調整
 - ⑥ 燃焼装置オーバーホール
- (イ) 運転休止期間中点検は、缶体の乾燥保存状態をチェックするものとする。
- (ウ) 運転前点検は、乾燥保存処理の缶体を冬期の運転開始に備え、完全に復旧し、試運転を行うものとする。

ウ 業務実施状況の報告

受託者は、整備点検・運転休止期間中点検及び運転前点検が完了した都度、速やかに「整備点検等報告書」を委託者に提出し確認を受けるものとする。月毎の委託業務が完了した場合は、業務完了報告書(任意様式)により報告すること。

エ その他

性能検査は、整備点検完了後、速やかに受検する予定であることから、この検査においては、受検準備を行い、ボイラー整備有資格者を立ち会わせるものとする。

- (3) ボイラー及び第一種圧力容器取扱主任者の職務に関すること。
- (4) 危険物（第4類）の取扱いに関すること。